

公益社団法人埼玉県社会福祉士会 委員会の設置及び運営に関する規則

規則第5号
2011年7月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）の事業を円滑に実施するための委員会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「委員会」とは、委員会及び研究会等の名称のいかんを問わず、本会事業の企画・研究・調査等の推進を目的として、継続的に又は期間を定めて設置する機関をいう。

(委員会の区分)

第3条 委員会を次のとおり区分する。

- (1) 本会の円滑な運営を目的として理事会を補佐する委員会
- (2) 調査・研究を目的としてその企画運営を担う委員会
- (3) 本会の事業・実務の推進を目的としてその企画運営を担う委員会
- (4) その他特定事項の遂行を目的として一定期間特別に設置される委員会

2 前項第1号に規定する委員会を、運営委員会と称する。運営委員会は、会員の理事及び他の委員会の代表者等で構成する。

(委員会の設置)

第4条 委員会を新たに設置するときは、理事会の承認を得なければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるものの他、委員会の設置等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。